

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第40号

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成12年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表 2の表中「土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき函館市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。）」を「農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき函館市農業委員会が情報の提供を行った借賃をいう。以下同じ。）を勘案して市長が定める額」に、「小作料の標準額に」を「借賃を勘案して市長が定める額に」に、「19円」を「21円」に、「27円」を「30円」に、「41円」を「45円」に、「55円」を「61円」に、「82円」を「91円」に、「110円」を「120円」に、「510円」を「570円」に、「790円」を「870円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「460円」を「510円」に、「730円」を「810円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「46円」を「51円」に、「910円」を「1,000円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の別表 2の表の規定は，この条例の施行の日以後の占有に係る土地占用料について適用し，同日前の占有に係る土地占用料については，なお従前の例による。